

マイカー通勤管理規定

第1条(目的)

本規定は、従業員のマイカー通勤に関する許可基準、遵守事項、車両管理および事故発生時の対応等を定め、安全な通勤環境の維持と職場秩序の確立を図ることを目的とする。

第2条(許可制)

従業員がマイカー(原動機付自転車および自動二輪車を含む)を使用して通勤を行う場合は、事前に会社へ申請し、会社の承認を受けなければならない。会社の承認を得ずにマイカー通勤を行うことは一切禁止する。

第3条(許可基準)

会社は、従業員が以下のすべての基準を満たし、かつ会社が認めた場合に限り、マイカー通勤を許可する。

1. 公共交通機関の利用が著しく困難である、または運行本数が極めて少なく通勤に不便であると認められること。
2. 自宅から就業場所までの片道直線距離が原則として2キロメートル以上であること。
3. 有効な運転免許証を保有し、過去1年間に重大な交通違反および免許停止処分がないこと。
4. 運転に支障のある健康上の問題がないこと。

第4条(任意保険の加入義務)

1. マイカー通勤の許可を受ける者は、対人および対物賠償について十分な補償内容の任意保険(自動車保険)に加入していなければならない。
2. 任意保険の補償内容は、以下の基準を満たすものとする。
3. ① 対人賠償: 無制限
4. ② 対物賠償: 3,000万円以上(または無制限)
5. 従業員は、任意保険の契約を更新したときは、遅滞なく新たな保険証券の写しを会社に提出しなければならない。

第5条(提出書類)

マイカー通勤を申請する従業員は、事前に以下の書類を会社に提出しなければならない。

1. マイカー通勤許可申請書(指定様式)
2. 運転免許証の写し(表・裏)
3. 自動車検査証(車検書)の写し
4. 任意保険証券の写し
5. マイカー通勤に関する誓約書(指定様式)

第6条(遵守事項)

マイカー通勤の許可を受けた従業員(以下「許可者」という)は、以下の事項を遵守しなければならない。

1. 道路交通法等の関係法令を遵守し、常に安全運転に努めること。
2. 申請し許可された車両および通勤経路のみを使用すること。
3. 体調不良、過労、または飲酒・酒気帯び状態での運転は絶対にしないこと。
4. 会社が指定、または会社が承認した駐車場以外の場所に無断駐車しないこと。

第7条(車両管理ルール)

1. 許可者は、通勤に使用する車両を変更する場合は、事前に「マイカー通勤変更申請書」に新たな車検証および任意保険証券の写しを添えて会社に提出し、再申請を行わなければならない。

2. 許可者は、車両の車検を更新したときは、速やかに更新後の自動車検査証(車検書)の写しを会社に提出しなければならない。
3. 車両の整備・点検は許可者の責任と負担において行い、常に安全運行ができる状態を維持しなければならない。

第8条(事故報告ルール)

1. 許可者は、通勤途上において交通事故(自損事故、物損事故、人身事故を問わない)を起こした場合、または巻き込まれた場合は、直ちに以下の初期対応を行わなければならない。
2. ① 負傷者の救護および道路上の危険防止措置
3. ② 警察への速やかな通報と対応
4. 前項の応急措置を講じた後、許可者は直ちに会社(所属長または総務担当者)へ事故の状況を電話等で連絡しなければならない。
5. 許可者は、事故処理が落ち着いた後、速やかに「交通事故報告書」を会社に提出し、その後の進捗(示談交渉等の状況)についても随時報告しなければならない。

第9条(許可取消基準)

会社は、許可者が以下のいずれかに該当した場合は、マイカー通勤の許可を取り消す。

1. 任意保険が失効した、または第4条に定める補償基準を満たさなくなった場合
2. 免許停止または免許取消処分を受けた場合
3. 車検が切れた車両、または整備不良の車両を通勤に使用した場合
4. 虚偽の申請や報告を行っていたことが判明した場合
5. 重大な交通違反(酒気帯び運転、速度超過、あおり運転等の危険運転)を行った場合、または通勤途上に限らず重大な人身事故を起こした場合
6. 本規定に定める遵守事項や、会社からの安全運転に関する指示に従わない場合

第10条(通勤手当および非課税限度額)

マイカー通勤者に対する通勤手当の支給額および支給方法は、給与規程の定めるところによる。ただし、所得税法に定める非課税限度額の範囲内を考慮して支給する。

第11条(免責)

1. マイカー通勤途中、または会社駐車場内における車両の盗難、破損、その他一切の事故について、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社はその責任を負わない。
2. 許可者がマイカー通勤中に起こした事故の損害賠償については、当該従業員が加入する自賠責保険および任意保険をもって充てるものとし、会社は原則として一切の経済的負担を行わない。

附則

本規定は、2026年〇月〇日より制定・施行する。

※必要に応じて、第4条の対物賠償額(例:無制限へ変更)や、第3条の距離基準(例:1.5km以上など)は社内の実態に合わせて数値を調整してください。